

## 令和3年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和3年6月7日（月）10時00分～12時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（なみき18・19）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、大江委員、熊坂委員、高橋委員、北川委員、服部委員、西尾委員、原田委員、稲田委員、山野上委員、内田委員、桑野様（三橋委員代理）
欠席者	水野委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員紹介</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（2団体）</p> <p>（2）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（1団体）</p> <p>（4）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（6団体）</p> <p>（5）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>6 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について</p> <p>（2）事故報告について（3団体）</p> <p>（3）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</p> <p>（4）横浜市障害者自動車燃料費助成事業について</p> <p>（5）横浜市福祉有償移動サービスガイドブックについて</p> <p>（6）その他</p> <p>（7）令和2年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要</p>
決定事項	<p><b>決定事項</b></p> <p>・協議事項(1)から(5)までについて合意</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 委員紹介</p> <p>（事務局）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第5条第3項に、「会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」となっている。今回、人事異動により、地域福祉保健部長が変更になったため、改めて西尾会長に職務代理者を指名していただきたい。</p> <p>（西尾会長）それでは、横浜市健康福祉局地域福祉保健部長の内田委員にお願いをしたいと思うが、いかがか。</p> <p>（委員）異議なし。</p>

### 3 協議事項

#### (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(2団体)

- (高橋委員) 特定非営利活動法人かすみそうについては、標準的な対価の設定であると感じた。一般社団法人元気の会については、運転者が1人、車両3台という申請内容であるが、随分安い設定である。これでやっていけるのであれば、問題がないが、安い設定であることが気になった。
- (事務局) 一般社団法人元気の会は、同理事が行っている別法人(営利法人)の実施しているデイサービス事業を実施していない時に、近隣の方の移動支援のサービスの提供を行いたい、また、利用者の負担をできるだけ軽くしたいという考えから、この対価を設定したと聞いている。
- (山野上委員) 地域包括サービスの中で、地域の送迎について多くの相談を受ける。一般社団法人元気の会のように、近隣の方を中心にした送迎なので、300円程度で良いという話をよく聞く。登録許可を必要としない運送にあたるのではないかという団体も中にはある。登録許可を必要としない運送と福祉有償運送という選択があると思うが、一般社団法人元気の会は、福祉有償運送を選択された時に、登録許可を必要としない運送を検討したのか。福祉有償運送だけを検討したのか。
- (事務局) 登録許可を必要としない運送も選択肢の一つではあったが、利用者の方にも一部負担をしていただくということで、今回、福祉有償運送の申請をされた。
- (原田委員) デイサービスの送迎の無い時間帯に行くということだが、これは介護保険上、問題がないことが確認されているのか。介護保険法上、デイサービスの車両を、時間外に別事業に使用することが可能なのか、また車両保険の適用にならないのではないのか。その点が心配である。
- (事務局) 団体に確認する。
- (西尾会長) デイサービス事業の中ではないということによいか。
- (事務局) デイサービス事業の中ではない。
- (西尾会長) デイサービス事業とは別であるが、同じ車両を使用するということが可能であるかの確認ということだ。
- (原田委員) その通り。車両をデイサービス事業外で使用することが可能なのかということ、あと保険について、デイサービスの送迎外で起こった事故に適用可能かという点である。
- (西尾会長) その点を確認していただくということで良いか。
- (事務局) 確認する。
- (西尾会長) それでは、新規申請のあった2団体について、一般社団法人元気の会については、デイサービスの送迎車両についての確認を事務局が行い、問題がなければという条件つきで合意、NPO法人かすみそうについては、合意が得られたということによろしいか。
- (委員) 異議なし。

#### 【確認事項】 デイサービス事業の送迎車両の使用について

介護事業指導課に、介護保険法上問題ないか確認を行いました。介護保険法上のデイサービスの車両をほかの用途に使用することは問題ないという回答でした。ま

た車両に関しては、福祉有償運送に使用する車両には任意の自動車損害賠償保険がかけられており、補償内容も対人・対物無制限というもので、事故等が発生した場合、保険でカバーされるということを申請書類上、また再度の団体ヒアリングでも確認をしました。

**(2) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議 (1 団体)**

(西尾会長) 留意点にも合致していると思う。質問等なければ、合意したということによろしいか。

( 委 員 ) 異議なし。

**(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議 (1 団体)**

(西尾会長) 質問等なければ、合意したということによろしいか。

( 委 員 ) 異議なし。

**(4) 道路運送法第79条更新登録団体申請に係る協議 (6 団体)**

(北川委員) 特定非営利活動法人歩について、民間救急を行っているという説明があったが、横浜市以外にも広域で活動しているようなので、民間救急として突然の依頼に対応できるのか。

( 事 務 局 ) 民間救急は別事業所(民間救急あゆみ)が行っている。そこで対応できない利用者等を、福祉有償運送を利用し、運送を行っている。

(北川委員) 精神障害のある人を病院に連れて行かなければならない時があるが、そういう場合も対応してくれるのか。

( 事 務 局 ) 細かな事例や実績については、確認をしていない。どのような方を、実際民間救急として移送しているか把握をしてない。

(北川委員) 確認をして貰うことはできるか。

( 事 務 局 ) 確認する。

(北川委員) 移送範囲は、どの地域か。

( 事 務 局 ) 横浜市では主に、金沢区、磯子区と福祉有償運送のヒアリングでは聞いているが、特に範囲を限定しているわけではない。

(北川委員) その点も確認できるか。

( 事 務 局 ) 確認する。

(西尾会長) 確認し、次回協議会やメール等で伝えていただくということで良いか。資料には、NPO法人の事業所がいくつか地域ごとにあるようだが。

( 事 務 局 ) 横浜市内には、鶴見区に事業所がある。

(西尾会長) この範囲をカバーする別法人があり、その法人と連携し、事業を進めているということである。その関連法人の事業内容の確認と報告をお願いしたい。その他の団体についてはいかがか。先ほど料金変更の協議を行った団体も含まれている。一つ気になる点が、資料の5番目の団体は、表記が「NPO法人」という表記だが、他の団体は「特定非営利活動法人」となっている。

( 事 務 局 ) 登記簿上の表記である。

(西尾会長) この団体名で登記をされているということか。

( 事 務 局 ) そのとおり。

(西尾会長) 質問等なければ、6団体の更新申請について、合意したということによろしいか。

(委員) 異議なし。

**【確認事項】民間救急あゆみについて**

民間救急あゆみでは、精神障害者の方も利用できます。当日の利用については、車両や人材の調整、病院の受入状況等調整が調べば対応します。民間救急の運送の区域は、都道府県単位のため、発地・着地のどちらかが神奈川県内であれば対応可能ということを確認しました。

**(5) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について**

(西尾会長) 運営指針の中では、運転者の要件の確認書類として定めている書類について、これまでは運転記録証明または宣誓書であった。これから、運転記録証明書を提出するという形で、改正をしたいという提案であった。これについて、いかがか。

(山野上委員) もともと運転記録証明書が必要であったところを、横浜市は団体の負担が大きいということで、当時この横浜様式の宣誓書を作成した経緯があるが、これを変更するという事は、事故等が多く、これでは担保できないということがあって、この変更を行うということか。

(事務局) 実際、大きな事故が多く発生しているということではない。千葉市や名古屋市の政令指定都市が、運転記録証明書の提出を求めていることや、団体の負担にはなるが、確実に実施団体の運転者が違反等していないことを説明、証明するという意味で、公的な書類の提出を求めていくことを提案した。何か大きな事故が発生したということではない。

(山野上委員) 近隣の政令指定に倣ってということか。

(事務局) そのとおり。

(山野上委員) 運転記録証明書の手数料が670円だけの負担ではなく、申請及び受領の手間がかかり、団体にとっては負担が大きい。前回、横浜市の特例により、宣誓書での提出が認められ、団体との信頼関係が築けたという思いがあるため、疑問が残る。

(西尾会長) 意見等を参考に検討したいということなので、他に意見をいただければと思う。神奈川運輸支局として、何か情報等あるか。

(神奈川運輸支局) 運転記録証明書だけで行っているという事例は聞いたことがない。登録の際に運輸支局に提出する書類の中では、宣誓書で行っている。

(熊坂委員) 山野上委員の意見も理解出来るが、事業所の負担が増えるというのはどこの世界でもそうだが、利用者の立場では、きちんとした事業所に移送して貰いたいと思う。自分の家族も、ある福祉有償団体を利用中に事故に遭った。その団体の責任者の対応は酷かった。移動困難者、例えば障害のある方を移送している、そのような方を預かっているという自覚がない。自分たちは、登録をしている実施団体であり、何が問題なのかという態度であった。そういうことではいけない。手続き上でも、多少の負担があっても、利用者の立場からもきちんと制

定してもらいたいと思う。

(門谷委員) 熊坂委員の意見に付随することだが、横浜市で登録している実施団体の運転者にはいないと思うが、運転免許証を紛失していないにも関わらず、再交付を受け保有し、免停等になった時は、その再交付された免許証出す人もいる。また免停等になっていない古い免許証を示し、免許を所持していることを証明しようとする人も中にはいる。そういうことも踏まえて考えると運転記録証明書をきちんと取っておいたほうが良いのではないかと思う。個人タクシーでは、毎年必ず1通は取る。

(西尾会長) 運転記録証明書というのは、免許の効力が記載されているのか。

(門谷委員) そのとおり。免許停止になっている時もちゃんと出る。

(山野上委員) 委員の皆さんのご意見はそのとおりだと思う。実際に、利用者の中には、ボランティアの送迎ではという理由で断られる場合もある。横浜市は、運転者の要件確認として宣誓書でも良かったが、その他、横浜市の独自基準として、任意の自動車の損害賠償保険については、基準よりも高く設定している(対人:無制限、対物:1,000万以上)。この点は、利用者からの声を反映させて変更した部分である。

(藤井委員) 運転記録証明書では、もちろん免停等の免許の効力の確認はできるが、違反についても全部記載される。運転者の持ち点、違反等が多い場合は当然注意が出来る。法人タクシーでも毎年運転記録証明書を取っている。この記録に基づいて、指導を行っている。これはぜひ、取ったほうが良い。また神奈川運輸支局の方では、無事故コンテスト等が開催され、優良運転者を表彰するとか、そういう方向に結び付けられれば良いと思う。証明書をとることで、単に違反を指摘するのではなく、運転者のよい部分を評価する。タクシー事業者では、走行距離に応じて違反がない、無事故である場合は表彰する制度がある。運転記録証明書をとることによって、日常的に注意をすること、そして運転者のやる気をひきだすことにも活用できる。費用については負担があると思うが、運転者に対しての面、利用者の安全・安心面からも運転記録証明書をとった方が良いと思う。

(西尾会長) この証明書の取得は、実施団体が更新のタイミングで取得し、提出するということか。

(事務局) そのとおり。2年または3年のタイミングで更新の書類を提出していただく。(更新登録の有効期限は、有効期限満了日翌日から2年間。但し、処分や重大な事故の発生、業務の全部または一部の停止命令を受けていない場合は3年間)

(服部委員) ボランティアとボランティアから巣立ったという差なのではないか。プロのドライバーとプロに近いドライバーとの差を設けてはいけなところで差が出てしまう。難しいと思う。一方は安く(宣誓書)、一方では高く(運転記録証明書)なる。その時々々の経済状況に応じて、決めていくしかないのではないかと思う。

(西尾会長) 運転者のボランティア精神も大切であり、事業として運用していく場合には責任も伴う。実施する団体の立場からは、費用負担が増えるた

め、小さな団体には負担がかかるという意見もあったが、やはり利用者の安全確保を実施団体が責任も持つて行うという面からは、実施団体が運転記録証明書を取得することで、実施団体が安全運転で福祉有償運送を行っているという証明にもつながる。そして、運転者の安全運転の意識の向上にもつながるという点でも、運転記録証明書が重要な役割を果たすのではないかと思う。

(山野上委員) プロとボランティアの違いの部分であるが、市民セクターの中でも、送迎は特別な部分である。すごくリスクの高いものであったので、独立をさせ移動サービス協議会が設立したという経緯がある。もともとは、その利用者が困っているから、自分たちでやりましょうというところから始まっている。皆さんの意見は正しいと思うが、もともとの送迎団体は、顔の見える関係で、お互いに分かり合っていた。事故や違反を隠して実施するようなドライバーではなく、支え合いの中で行ってきた活動が福祉有償運送の経緯であると知っていただきたかった。

(西尾会長) 福祉有償運送を作りだしていったという思いもあると思う。他の多く自治体でも、運転記録証明書を取り入れているということ、事故や違反の有無を確認できるという面もある。今回、宣誓書を廃止し、運転記録証明書の提出を求めるといふ形に改正するというところで、合意を得られればと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(事務局) 利用者の立場から、また実施団体の立場からの貴重な話を伺え、大変勉強になった。運営指針は改定するが、団体の思いは大切にしていこう。どういう形で反映できるかという課題はあるが、事務局として、しっかり受け止めたいと思う。

#### 4 報告事項

##### (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告

(西尾会長) 軽微な変更の内容としては、車両の増減が多く見受けられるが、減車の届出の方が若干多く見受けられる。変更報告については、よろしいか。

(委員) 異議なし。

##### (2) 事故報告について (3団体)

(西尾会長) 今年度の訪問予定に、事故報告の提出があった最初の2団体については訪問するというところで良いか。

(事務局) 訪問する。

(西尾会長) 事故後、団体としての安全研修を行う等の規定はあるのか。

(事務局) 特に設けてはいない。

(西尾会長) 車の運転に関連しない、前後の介助場面で発生した事故もある。団体として、再発防止に取り組んで欲しい。例えば、高齢者施設等は、施設の介護の場面で事故等発生した場合、また事故にまで至らない場合でも、ヒヤリハットの状況を出し合って勉強し、再発防止の取り組み

として行っている。安全な運送、介助を行うための自主的な動きがで  
てくると良いと思う。

**(3) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について**

(西尾会長) 福祉有償運送の依頼の件数は、減っていないのか。

(事務局) 団体にもよると思うが、新型コロナウイルスのため、運転者が活動を控えてしまっているケースもあり、対応できないという場面があると考える。

(西尾会長) 必要な外出や移動は、当然変わらずある。団体ごとで、新型コロナウイルスの感染対策を取っていかなくてはならない、また努力していると思う。

(事務局) 体の弱い方も利用されるケースも多い為、昨年度は実施団体に対し、マスク提供した。また、利用後の車内の清掃等にも多くの時間を費やすなど努力されていると思う。

(西尾会長) 研修も要望というのは、実施団体からの要望か。

(事務局) 団体からは、書類の作成等が分かりにくい等の理由から、研修の依頼があった。昨年度は、事業所を多く抱える団体に対し、研修を行った。研修の課題としては、実務者ではなく、事業所の代表者が出席していたため、実務者まで研修内容が伝わらず、改善に至らなかった点があった。ミスのない書類の作成及び提出や、法人としての管理体制等をどのように伝えていけるかが今後の課題である。

(山野上委員) 福祉有償運送についてはではないが、今地域ではサロン活動が活発になっている。各ケアプラザにいる生活支援コーディネーターが、地域活動をサポートしている。そこに来ていた人が、徐々に参加できない状態になり、移動については大きな課題となっている。しかし、その移動の部分を福祉有償運送で行うことは非常難しい。資料にも記載されているが、「福祉有償運送の収益では難しい」「運転者の確保が難しい」とあるが、福祉有償運送で地域の移動をさせていた10年、20年前と状況が変わっている。地域の方の移動を、どのような方法で支えていけるかととても悩んでいる。

(西尾会長) 地域のサロンや居場所の活動が盛んになってきている。現在は、新型コロナウイルスの影響で参加が難しいという状況ではあるが、さらに、そのような場所へはならない。そして、そのような場所への移動の支援はとても重要である。福祉有償運送でどこまで関われるかという点もあるし、地域の移動支援をどのように広げていけるか、支えていくか、そういう課題も捉えていくことも必要である。検討課題として、受け止めていければと思う。

(門谷委員) 横浜市から高齢の買い物弱者のために、個人タクシーとして出来ることはないかと提案を貰っている。3年程前になるが、金沢区並木のショッピングセンターで、1日(13時から17時くらい)1台のタクシーを配置し、買い物をした利用者に対し無償で送迎するという実証実験を行ったことがある。今後、個人タクシーとしても、認可運賃等の問題はあがあるが、それらがクリア出来たら、高齢者や買い物弱者、障害者の

支援も出来たらと思っている。

(大江委員) 運転記録証明書の話の中で、藤井委員から、まじめに安全運転をしているドライバーに対し表彰するなどしてという話があった。廃止団体もいくつかあり、福祉有償運送に携わる人も減る状況の中で、安全に運転をするということが当たり前であっても、福祉有償運送に携わる方たちのおかげで、ハンディキャップを持っている方たちが移動を出来るという感謝の気持ちを表す形の方法として、一定期間無事故、無違反で活動をした人を表彰するとか、感謝の気持ちを伝えるということを事業所がやってくれたら、携わる運転者にも達成感ややりがいにもつながると思った。感謝の気持ちを伝えるという行為は、費用負担もないと思う。根底にあるのは、そういう部分であると思う。事業所にそののころを伝えていただきたい。

#### (4) 横浜市障害者自動車燃料費助成について

(熊坂委員) この制度は、燃料費、タクシー券、福祉パスのいずれかを選択するのか。

(事務局) そのとおり。

(熊坂委員) 障害者団体等から要望もあったと思うが、いつでも家族が送迎できるとは限らない。そのような時は、タクシー等を利用して移動することを考えると、障害者にとっては、併用できる制度の方が大変助かる。

(事務局) 貴重なご意見を頂いた。今後、検討をさせていただく。

(北川委員) 最近は、電気自動車も普及している。充電ができる設備を、区役所等にあると良いのではないか。

(事務局) 電気自動車の話も、検討を進めていく中であったが、現在はまだガソリン車の方が多い。SDGs(持続可能な開発目標)の観点からも電気自動車が今後普及すると思う。今後、検討させていただく。

#### (5) 横浜市福祉有償移送サービスガイドブック作成について

#### (6) その他

高齢在宅支援課より、タクシーを使った高齢者の外出支援について説明。

#### (7) 令和2年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(終了)